

令和8年度第1回那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 総会

日時 令和8年7月8日（水）午後2時～

場所 那須町文化センター 小ホール

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 協議事項

（1）役員の選出・・・P1

（2）令和7年度事業報告及び収支決算報告について・・・P2～5【資料1～2】

（3）令和8年度の事業計画（案）及び収支予算（案）について・・・P6～8【資料3～6】

（4）その他

次期総括評価・継続審査について・・・P9

5 その他

令和8年度次回総会の日程について

・第2回：令和9年1月29日（金）午後2時～

場所：矢板市

6 閉会

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 会員名簿

No	区分	団体等名称	役職	氏名	構成市町
1	構成市町	那須塩原市	市長	渡辺 美知太郎	那須塩原市
2		大田原市	市長	相馬 憲一	大田原市
3		矢板市	市長	森島 武芳	矢板市
4		那須町	町長	平山 幸宏	那須町
5		那須塩原市教育委員会	教育長	山本 幸子	那須塩原市
6	文化財関連団体	那須野ヶ原土地改良区連合	理事長	渡辺 美知太郎	広域
7		那須疏水土地改良区	理事長	渡辺 美知太郎	広域
8		那須文化研究会	会長	木村 康夫	広域
9		那須野が原西部田園空間博物館運営協議会	会長	田口 常信	那須塩原市
10		ふるさとを知る会	会長	渡邊 幸一	大田原市
11	観光・産業関連団体	那須塩原市商工会	会長	人見 和夫	那須塩原市
12		西那須野商工会	会長	大倉 太喜生	那須塩原市
13		黒磯観光協会、西那須野観光協会、塩原温泉観光協会	西那須野観光協会会長	安在 ますみ	那須塩原市
14		大田原市商工団体連絡協議会	会長	吉岡 博美	大田原市
15		大田原市観光協会	会長	佐藤 正勝	大田原市
16		矢板市商工会	会長	東泉 清寿	矢板市
17		矢板市観光協会	会長	櫻井 恵二	矢板市
18		那須町商工会	会長	薄井 正明	那須町
19		那須町観光協会	会長	阿久津 千陽	那須町
20		那須野農業協同組合	代表理事組合長	渡邊 一夫	広域

令和8年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 役員			
	氏名	構成市町	団体等名称
会長	渡辺 美知太郎	那須塩原市	市長
副会長	相馬 憲一	大田原市	市長
	森島 武芳	矢板市	市長
	平山 幸宏	那須町	町長
監事	櫻井 恵二	矢板市	矢板市観光協会
	佐藤 正勝	大田原市	大田原市観光協会

令和7年度 日本遺産魅力発信推進事業

事業 区分	事業概要
観 光 事 業 化 事 業	<u>日本遺産那須野が原周遊バスツアー</u>（総事業費：2,178,250円） 日本遺産の構成文化財13施設を周遊するバスツアーを実施。 【実施日】 令和7年11月12日(水)～13日(木) 1泊2日 【実施内容】 モニターツアー（日本遺産ガイド案内、ガーデンアフタヌーンティー、組紐やリンゴ狩り等の体験を提供） 【参加費】 10,000円 【参加者数】 28名（60代：12名、50代：6名、40代：5名、30代：1名、事業者4名） 【参加者内訳】 県外20名、県内4名、事業者4名 【委託業者】 一般社団法人 那須塩原市観光局 ・アンケートの分析を行い、ツアー内容をブラッシュアップし、今後のツアーコース造成を行った。 【資料1】
普 及 啓 発 事 業	<u>日本遺産那須野が原演劇制作及び公演</u>（総事業費：2,500,000円） 日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を題材とした演劇の製作及び公演（2か年計画の2年目）。 【実施日】 令和8年2月14日(土) 14時から16時まで 【実施場所】 大正堂くろいそみるひいホール 【申込者数】 963名（那須塩原市563名、大田原市201名、矢板市103名、那須町30名、その他66名） 【委託業者】 一般社団法人 日本教育演劇道場 劇団らくりん座 ・当日はアンケートを実施し、参加者の情報や意見・感想の集計をして、らくりん座へ共有した。 【資料2】
	<u>日本遺産那須野が原演劇プロモーション業務委託</u>（総事業費：951,390円） 日本遺産演劇「那須野が原に華ひらく」のプロモーションの実施。 【実施内容】 4市町の児童・生徒へのチラシ17,000枚、ポスター400枚、インスタグラム投稿12回 【委託業者】 株式会社 栃木プロジェクトプロ
	<u>日本遺産那須野が原演劇記録映像制作業務委託</u>（総事業費：165,000円） 演劇の当日記録映像を制作。 【実施内容】 当日の全体記録映像（DVD）、ダイジェスト版映像制作 ※4市町に映像を配布 【委託業者】 NASUKOMA

	<u>日本遺産那須野が原ノベルティ等の作成（総事業費：1,390,400円）</u> 日本遺産のイベントやPR事業の際に、より効果的に周知・啓発ができるようノベルティ等を作成した。 【作成内容】法被16枚、タペストリー2枚、ウェットティッシュ4,000個、構成文化財の亚克力キーホルダー（ガチャガチャ）3,100個 【配布実績】各市町イベント等でのノベルティ配布による啓発 【委託業者】砂川印刷 株式会社
--	--

■ その他

◎株式会社八芳園と覚書の締結（日本遺産アンバサダー就任）

令和7年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支決算報告

収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	備 考
1.負担金	7,000,000	7,000,000	0	
那須塩原市	7,000,000	7,000,000	0	那須塩原市で、総事業費を負担金として一括で支出 (各市町からの負担金含む)
2.繰越金	1,743,975	1,743,975	0	
5.雑収入	25	7,823	7,798	
合計	8,744,000	8,751,798	7,798	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (C)	決算額 (D)	予算残額 (C-D)	備 考
1.総務費	800,000	586,069	213,931	
(1)旅費	660,000	460,760	199,240	出張旅費等
(2)需用費	50,000	42,369	7,631	消耗品、契約用収入印紙等
(3)役務費	70,000	62,940	7,060	振込手数料、通信運搬費
(4)委託料	0	0	0	
(5)負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
2.事業費	6,400,000	7,185,040	△ 785,040	
(1)組織整備事業	0	0	0	
(2)戦略立案事業	0	0	0	
(3)人材育成事業	0	0	0	
(4)整備事業	0	0	0	
(5)観光事業化事業	2,200,000	2,178,250	21,750	バスツアー2,178,250円
(6)普及啓発事業	4,200,000	5,006,790	△ 806,790	演劇2,500,000円、ノベルティ作成1,390,400円、演劇プロモ951,390円、記録165,000円
(7)情報編集・発信事業	0	0	0	
4.予備費	1,544,000	0	1,544,000	
合計	8,744,000	7,771,109	972,891	

収入済額 8,751,798円

支出済額 7,771,109円

差引 980,689円 令和8年度へ繰越

上記のとおり報告いたします。

令和8年7月8日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会
会長（那須塩原市長） 渡辺 美知太郎

総務費相当額	800,000
那須塩原市	357,000
大田原市	204,000
矢板市	112,000
那須町	127,000

※那須塩原市で、各市町からの負担金800,000円を含む総事業費7,000,000円を負担金として一括で支出

令和 7 年度 会計監査報告

令和 7 年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会計について、令和 8 年 5 月 1 8 日、関係経理担当者の立会いを求め、会計諸帳簿及び証ひょう書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていたことを確認しましたので、報告いたします。

令和 8 年 7 月 8 日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会

監事 阿久津 千陽

監事 櫻井 恵二

※原本は事務局にて保管

令和8年度 日本遺産魅力発信推進事業

事業区分	事業概要
観光事業	<u>日本遺産那須野が原周遊バスツアー（総事業費：1,500,000円）</u> R7年度モニターツアーで実施したバスツアーを活用し、日本遺産の構成文化財を周遊するファムツアー。事業者目線での商品化に向けた活用手法等の意見を徴取するもの。また、旅行業者等を招くことにより、現場で直接PRを行い、認知度の向上と送客の促進を図る。 【スケジュール】 8月：募集 9月：実施 【参加事業者】 12社25名程度 【参加費】 集合場所までの交通費等の実費 【行程】 基本は、R7年度モニターツアーで実施した、各市町と調整済みの行程を活用【資料3】
	<u>ココシル那須野が原運用業務（総事業費：700,000円）</u> 日本遺産の構成文化財を訪れる観光客等が、自身のスマートフォン等の端末で利用できる観光電子版ガイドの提供を行う事業。多言語（日本語、英語、ドイツ語、中国語簡体字・繁体字）で対応。 【スケジュール】 通年：サービス提供
	<u>観光PRイベント出展事業（総事業費：330,000円）</u> ・「MATSURI JAPAN 2026」（主催・共催：株式会社八芳園 東日本旅客鉄道株式会社）に出展。 ・質の高い観光を求める歴史・文化に関心の高い来場者へ直接PRを行う。 【実施日】 令和8年8月8日（土）～9日（日） 【会場】 TAKANAWA GATEWAY Convention Center LINKPILLAR Hall（東京都港区高輪） 【資料4】
普及啓発事業	<u>日本遺産那須野が原演劇公演（総事業費：2,600,000円）</u> 昨年初演をした、日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」のストーリーを題材とした演劇「那須野が原に華ひらく」の大田原市での上演。 【公演日】 令和9年2月14日（日）14時開演予定 【会場】 ピアートホール（大田原市） 【委託業者】 一般社団法人 日本教育演劇道場 劇団らくりん座
	<u>日本遺産構成文化財に係る多言語化事業（総事業費：400,000円）</u> ・日本遺産の構成文化財に対するインバウンド受入整備事業。 ・英語表記のパンフレットの作成（構成4市町×500部＝2,000部）。 【スケジュール】 10月中：納品

普及啓発事業	<u>各市町の各種イベント等でのノベルティ配布による普及啓発事業</u> 各市町のイベント等にて、ノベルティを配布して日本遺産のPRをする。 ・「日本遺産フェスティバル」について 日程：11/7～11/8 場所：宮崎市コンベンションセンター【資料5】 ・「日本遺産の日」関連行事について 日程：2/13～14 場所：有楽町
組織整備事業	<u>日本遺産アンバサダー事業（総事業費：1,000,000円）</u> 日本遺産のワイズユース推進に向けた、地域食材を活用したメニュー開発と体験内容の磨き上げの伴走支援事業【資料6】

令和8年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支予算

収入の部

(単位:円)

項目	予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)-(B)	備考
1.負担金	7,000,000	7,000,000	0	
那須塩原市	7,000,000	7,000,000	0	那須塩原市で、総事業費を負担金として一括で支出 (各市町からの負担金含む)
2.繰越金	980,689	1,743,975	△ 763,286	
3.雑収入	311	25	286	
合計	7,981,000	8,744,000	△ 763,000	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額(C)	前年度予算額(D)	比較(C)-(D)	備考
1.総務費	800,000	800,000	0	
(1)旅費	700,000	660,000	40,000	出張旅費等
(2)需用費	30,000	50,000	△ 20,000	消耗品、契約用収入印紙等
(3)役務費	50,000	70,000	△ 20,000	振込手数料、通信運搬費
(4)委託料	0	0	0	
(5)負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
2.事業費	6,530,000	6,400,000	130,000	
(1)組織整備事業	1,000,000	0	1,000,000	アンバサダー事業
(2)戦略立案事業	0	0	0	
(3)人材育成事業	0	0	0	
(4)整備事業	0	0	0	
(5)観光事業化事業	2,530,000	2,200,000	330,000	バスツアー、ココシル、観光PRイベント出展事業
(6)普及啓発事業	3,000,000	4,200,000	△ 1,200,000	演劇公演、多言語化事業
(7)情報編集・発信事業	0	0	0	
3.予備費	651,000	1,544,000	△ 893,000	
合計	7,981,000	8,744,000	△ 763,000	

■本協議会の財源について

- ・本協議会の運営費(総務費)について、構成市町の人口、構成文化財数により負担割合を算出し、各構成市町から那須塩原市に入金いただく
 - ・那須塩原市は、構成市町からの負担金を含め、総事業費(総務費+事業費)を協議会に支出する
- ※総事業費(総務費+事業費)について、那須地域定住自立圏の特別交付税を活用する

総務費相当額	800,000
那須塩原市	357,000
大田原市	204,000
矢板市	112,000
那須町	127,000

次期総括評価・継続審査について

今後の日本遺産における総括評価・継続審査について、令和8年2月3日付けで、日本遺産審査・評価委員会より「令和8年度以降の総括評価・継続審査にあたっての地域活性化計画等の改善について」が通知されました。

1 日本遺産の総括評価・継続審査について

令和3年度から既認定の日本遺産全体の質の底上げや質の向上を図るため導入

2 令和8年度以降の総括評価・継続審査の進め方について

- 今後の総括評価・継続審査をより一層充実したものとするため、年間の審査件数を20件程度とする。
- 認定6年目（1週目）及び9年目（2週目）に総括評価・継続審査を実施してきたが、認定6年目の（1週目）審査を優先的に実施し、1週目の審査終了後に2週目の審査を実施する。

〈審査実施時期〉※①は1回目、②は2回目、③は3回目の審査

認定年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
H27					一年延期	③	
H28						一年延期	③
H29	一年延期	②					
H30		一年延期	②				
R1			一年延期	②			
R2	①			一年延期	②		
R6					①		
審査件数	21	17	13	16	22	17	19

「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」は、平成30年度に認定された地域であるため、令和10年度に総括評価・継続審査を行うことになる。

3 審査のスケジュールについて

書類提出期間 → 審査該当年の前年度(令和9年度)末頃
 審査、現地調査 → 審査該当年の春頃
 結果公表 → 審査該当年の夏頃

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」(以下「日本遺産」という。)について、ストーリーに関連した歴史や文化遺産を整備・活用し、国内外に広く発信するとともに、観光振興を図り、地域活性化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外に向けた日本遺産の情報発信に関すること。
- (2) 日本遺産ストーリーの理解の促進及び普及啓発に関すること。
- (3) 日本遺産の魅力の向上並びに周辺環境等整備に関すること。
- (4) 日本遺産を活用した観光産業等の振興に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(会員)

第4条 協議会は、日本遺産の魅力発信及び普及啓発に関わる自治体の関係部局、文化財関連団体、観光・産業関連団体等で組織する。

- 2 会員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 会員の追加は、会長の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

(役員の選任及び任期)

第6条 役員は総会において選任する。

- 2 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第8条 この協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
- (1) 役員の選任に関する事。
 - (2) 事業計画の策定に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関わる重要事項の決定に関する事。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない会員は、必要に応じて、あらかじめ会長に報告したうえで、代理の者を出席させることができる。

(運営部会)

第9条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、総会の議決を経て、運営部会を置くことができる。

- 2 運営部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、那須塩原市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

- 2 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、助成金、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度は設立の日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調製し、総会の承認を得なければならない。
- 4 協議会の出納は、会長が行う。
- 5 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、監査に付した後、総会に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の会計について必要な事項は、総会で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第12条 協議会が解散する場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。